

令和7年度大阪府食の安全安心推進協議会 情報発信評価検証部会（第18回）

日時：令和8年3月9日（月）午後2時～

場所：大阪赤十字会館3階 301 会議室

○事務局（長谷川） ただいまから、令和7年度大阪府食の安全安心推進協議会情報発信評価検証部会を開催させていただきます。私は、司会を務めさせていただきます大阪府健康医療部生活衛生室食の安全推進課の長谷川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、開催にあたりまして、生活衛生室長の大西よりごあいさつ申し上げます。

○事務局（大西） 皆さんこんにちは。生活衛生室長の大西でございます。日ごろは食の安全安心にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。また、本日はお忙しい中、部会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。

情報発信や周知啓発につきましては、食の安全安心に大変重要と考えており、大阪府食の安全安心推進計画においても、重要施策の1つに位置付けをしています。

情報発信は、3つの要素があると思っています。1つは即時性が求められるものです。例えば食中毒の発生や食品衛生法違反事案が挙げられます。通常は報道発表をしております。これらの情報は、とても関心が高く、問い合わせが多数ございます。

次に、啓発系です。食中毒予防対策や事業者向けの食品衛生管理の向上などの啓発です。

3つ目がアピールです。府の方針や食の安全安心の取組を広く周知するといった発信で、例えば大阪府食の安全安心顕彰制度やイベントの開催などが該当します。このような情報を広く周知をしています。

本日の部会では、今年度実施しました情報発信の取組を具体的に画像も映しながら説明しますので、効果的であるかどうかをぜひご評価いただきまして、改善点やアドバイスも含めてご意見をいただきたいと思っております。

いただいたご意見を踏まえて PDCA サイクルを回し、より効果的な事業の実施に努めていきたいと思っていますので、本日はよろしくお願いいたします。

○事務局（長谷川） それでは、進めてまいります。本日の出席委員については、配席図のとおりです。また、オブザーバーとして、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、寝屋川市、東大阪市の皆様にご出席いただいております。

会議に入ります前に、配布しております資料の確認をさせていただきます。次第、委員名簿及び配席図、資料1「大阪府の食の安全安心に関する情報発信について」、参考資料1「食の安全安心に関する情報発信の取組み実績（令和7年度）」をお手元のタブレットに格納させていただきます。不足などがございましたら、事務局までお申し付けください。

それでは、以降の進行につきましては、平川部会長よろしくお願いいたします。

○平川部会長 それでは、私の方から最初に簡単に開会の一言を申し上げたいと思っております。

今年度の大きなイベントとして、大阪関西万博があります。万博会場も含めて大阪の食の安全を守るために、食の安全推進課の職員の皆様、また、今日ご出席いただいています委員の皆様方もそれぞれのご本職において、様々な形で食の安全に関するお仕事をされたかと思えます。万博の一参加者として、関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

そして、本日は次第にもありますが、今年度の情報発信の活動を振り返りまして、来年度に向けての課題、新たな取組について、皆様と様々な意見の交換ができればと思います。ぜひ自由闊達にご意見をいただきまして、大阪府における情報発信のさらなる充実に向けてご協力いただければと思います。限られた時間になりますが、円滑な議事進行に皆様のご協力をお願いいたします。

また、本日の部会につきましては、「すべて公開」となっておりますので、事務局で議事録を作成して、大阪府のホームページなどで公表するようにお願いいたします。

それでは、議事（１）の「大阪府の食の安全安心に関する情報発信について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（谷本） 資料１の「大阪府の食の安全安心に関する情報発信について」をご覧くださいませでしょうか。第４期大阪府食の安全安心推進計画における食の安全安心に係る情報提供の取組みの位置付けについて、まずご説明しました後、今年度大阪府が実施しました食の安全安心の情報発信の取組状況についてご説明をさせていただきます。また、最後に委員の先生方からご意見をいただきたいと思えます。参考資料１に令和７年度情報発信の取組み実績のデータをまとめておりますので、適宜ご覧ください。

それでは、資料１をご覧ください。併せて前方のスクリーンに投影させていただきます。第４期大阪府食の安全安心推進計画において、施策の柱３に情報の提供の充実を掲げております。食の安全に関する情報を府民の方や事業者の方に対し、様々な情報ツールで分かりやすく発信することが特に重要であることから、食の安全安心の情報発信の推進については、計画の中で重点施策として取り組んでおります。

また、箇条書きをしておりますホームページや、メールマガジン等のオンラインツールによる情報発信、広報誌やリーフレット等の紙媒体による情報発信など、個別の取組事業の中で、下線が引いてあるものに関しましては、数値目標を設定しております。

資料１の右の表をご覧ください。５カ年計画である最終の令和９年度まで、それぞれの項目について目標を設定しています。また、表の上に、昨年度の本部会でいただきました主なご意見の内容を記載しております。

１つ目は Instagram など他の SNS の活用、２つ目は啓発動画の長さや音声挿入などの工夫、３つ目は LINE 開始に向けたメニュー項目や発信頻度にかかる検討、このようなご意見をいただきました。

続きまして、資料１の２枚目をご覧ください。まず、「オンラインツールを活用した情報発信」についてです。①メールマガジンによる情報発信についてご説明をさせていただきます。

大阪府では、食の安全安心メールマガジンとして、6つの項目の情報発信を行っております。項目は、緊急情報、自主回収情報、知っトク！食の情報、イベント情報、事業者向け情報、食品衛生いろはの「い」があります。事業者や消費者の方は、この6項目の中から自分に必要と思われる情報のみを選択し、受け取ることが可能です。

現在、配信件数は251件で、登録者数は今年度の見込みで約1万人です。実際に配信したメールマガジンの記事をスクリーンにお示しします。左側は食品衛生の基礎を配信しました食品衛生いろはの「い」、右側がイベント情報です。

登録者数に関しましては伸び悩んでいます。直接紹介できるイベント等に参加し、引き続き来年度も勧誘を行っていこうと思っております。

続きまして、②SNSを活用した情報発信についてご説明いたします。まずは、Xでの情報発信についてです。府の公式Xを活用し、食の安全安心のハッシュタグを付けて情報発信を行っています。Xのフォロワー数は現在8.6万人、4月からのポスト数は19回で、食中毒予防や、イベント情報などの情報をポストしております。閲覧数が多かったのは、前に示しました二つで、食中毒予防啓発によるものが占めておりました。

また、令和7年2月から、大阪府食の安全推進課YouTubeチャンネルを開設しています。今年はカンピロバクタークイズ、HACCP自主点検、食品表示について5種類6本の動画を作成しました。また、テイクアウトした食品の取り扱いについて、万博会場のデジタルサイネージで啓発を行いました。

ここで、カンピロバクタークイズの動画をご紹介します。

(動画投影)

動画時間や音声など、昨年いただきましたご意見を参考に作成しました。今後も府民に関心を持ってもらえる配信に取り組んでまいりたいと思います。

続きまして、今年度7月にLINE公式アカウントを開設しました。配信頻度は月2回から3回の配信をしており、12月末時点で14回発信しています。Xと同様に、食中毒予防やイベント情報などを主に発信しております。12月末時点で、友だち登録数は216名です。

配信した内容について分析をしましたところ、開封率に関しましては、記事の内容に問わず、金曜日の夕方が高いこと、全体が表示されるインプレッション率が高いのは、文章が短いもの、また、画像に関しましてはポスターやチラシなどが掲示されているものが高い傾向にありました。

逆に、誘導するような、質問で終わるような画像に関しましては、インプレッション率は低いという傾向もございました。また、同時にURLを付けて配信をしているんですが、クリック数が多かったのは、ふぐ試験の合格者発表の記事でした。

このような分析を踏まえて、今後金曜日を中心に配信し、配信内容は画像にタイトルを入れるなど、簡潔で分かりやすいものにし、また、ホームページに誘導するURLは必ず記載するといった形式で来年度において配信をしていきたいと思っております。

次に、③食の安全安心関連のホームページについてご説明いたします。令和6年度7月よ

り、食の安全安心お役立ちポータルサイトを開設しております。左が事業者向けページで、HACCP 自主点検サイトや、営業許可関係法令など、項目ごとにアイコンを設けております。また、右が消費者向けのページで、キッズ向けサイトや、妊娠中、育児中の方向けの食の安全情報サイトなどを設けています。

関心が高い、閲覧数が高いページは、食中毒、食品衛生法違反の情報で、事業者向け、消費者向けの両方に設定しているアイコンです。2番目に関心が高いのは、消費者向けの様々な場面での食中毒予防（動画で学ぶ）のページで、災害時の食中毒予防や、豊中市が作成したお祭りの食品衛生についての動画を掲載しております。

全体的にホームページのアクセス数は減少しており、令和8年度に予定しております認証取得費補助事業の実施に合わせ、HACCP の取組の周知啓発を行いたいと思っております。また、ホームページに誘導できるよう、SNS で配信する場合には、必ず URL を記載し、配信したいと思っております。

次に、「紙媒体を活用した情報発信」について、取組内容をご説明します。スクリーン左はふぐによる食中毒予防のポスターです。10 月下旬から釣り具店や漁業協同組合など、約 70 カ所に掲示させてもらっています。また、右はキノコによる食中毒予防ポスターです。8 月下旬からキャンプ場やハイキングコースなど、約 80 カ所に掲示させてもらっています。両ポスターとも毎年デザインは変えています。紙媒体での情報発信はスペースに限りがありますので、QR コード等を載せ、詳細を知りたい場合はホームページにつながるようにしています。全体の目標指標は、令和7年度見込みで 111 回の 228 万部です。昨年度より増加しており、令和9年度目標を達成しています。引き続き食中毒予防に関する記事やポスターなど、季節に合わせた必要な情報を発信していきたいと思っております。

次に、「リスクコミュニケーション」について、取組内容をご説明します。昨年度に引き続き、大阪食品衛生協会と共催で、食品に関するリスクコミュニケーションを開催しました。今年度は大阪府で最も多く発生しているカンピロバクター食中毒をテーマに実施し、当日 60 名の参加がありました。農林水産省より生産段階におけるカンピロバクター対策などの取組について、基調講演をいただきました。過去4年間の食中毒事例の原因食材では、その全てに生または加熱不十分の鶏肉メニューが含まれています。そこで、宮崎県からとりさし協会の方に来ていただき、事業者、行政等それぞれのパネリストによるパネルディスカッションを行いました。

また、食品に関するリスクコミュニケーションの中で、令和7年度食の安全安心顕彰大阪府知事賞表彰式を行いました。優れた取組を行った事業者4組の取組内容を来場している消費者、事業者の方へ広く周知する場を設けました。前方スクリーンの左側が授賞式の様子で、右側がスライドを用いて受賞者の紹介をしている様子です。

他、リスクコミュニケーションとしまして、昨年引き続き、包括連携協定を結んでいるイオンリテール株式会社様と共催で、小学生とその保護者を対象に、食の安全安心学習会を実施しました。今年度は堺市と四條畷市の2カ所で実施し、38 名に参加いただきました。

食品売り場や日頃なかなか見ることのできないバックヤードを見学し、事業者が取り組んでいる衛生管理などを学習してもらいました。

また、今年度は大阪府生活協同組合連合会様よりご紹介いただき、大阪いずみ市民生活協同組合様、生活協同組合おおさかパルコープ様と共催で食の安全安心学習会を新たに2回開催しました。夏休みの小学生とその保護者を対象に実施し、36名にご参加いただきました。

左は大阪いずみ市民生活協同組合様の「コープ・ラボ たべる*たいせつミュージアム」の見学の様子です。実際に体験できる仕掛けや、食品検査を実施している様子など、とても興味深く見ていました。

右は、おおさかパルコープつるみ店様のバックヤードの見学です。包丁やまな板の使い分けなど、衛生管理の方法について説明を受け、熱心にメモを取っていました。

こちらは、東住吉支援学校と堺支援学校の高等部 80名に食の安全教室を実施したときの様子です。食中毒予防の講習会やクイズなどを行いました。また、全員に手洗い実験を行い、汚れがとれにくい箇所、自分の手洗いの癖を知ってもらいました。

その他、新たな取組としまして、大阪公立大学獣医学部の学生の皆さんが大阪府のインターンシップに来た際、食中毒予防をテーマにしたポスターと啓発文章を作成してもらいました。先ほど食品に関するリスクコミュニケーションでもお話しさせていただきましたが、大阪府ではカンピロバクターによる食中毒が多く発生しており、過去4年間の食中毒事例では10代及び20代の患者が全体の75%を占めます。このような背景から、同世代の学生の目線で、若い世代の心に響くような啓発資料を考えてもらいました。

右がその啓発資料の1つです。若い人はバーベキューなどで自分で肉を調理する機会が多いだろうということで、完全に加熱することを伝えたいという思いで作成いただきました。作成いただいた資料は、3月中に大阪府公式Xや、食の安全推進課公式LINEで配信を予定しております。また、インターンシップとは別に、大阪府管内の24大学にカンピロバクター食中毒の啓発を依頼し、学内サイトやメール、食堂の掲示板などにより発信を行いました。

全体のリスクコミュニケーションの目標指標は、令和7年度見込みで参加数約4,600名と昨年度より増加しており、令和9年度目標を達成しております。その要因としては、大学や高校などからの保健所への講習会の依頼が増えていることが挙げられます。引き続き保健所と連携しながら対応していきたいと考えております。

次に、食品表示制度の普及推進の取組内容について、食品表示グループよりご説明します。○事務局(松木) 続きまして、食の安全推進課食品表示グループの松木より、令和7年度に実施しました食品表示制度の普及推進の取組をご説明いたします。スライドにてご説明させていただきますので、前方スクリーンをご覧ください。

食品表示に関する主な取組状況です。皆さん食品表示をご覧になられたことがあるかとは思いますが、多くの消費者は期限表示や原産地表示は注意して見るけれど、それ以外のと

ころは見ないという方も多いかと思えます。本府では、消費者に食品表示にどんな情報が載っているかを知ってもらい、食品表示をもっと身近な情報源として活用してもらうことを目的として事業を実施しています。また、食品事業者には法令順守のため、食品表示法や、表示基準をしっかりと習得してもらうことを目的として、研修等を行っています。

表示に関する令和7年度の主な取組状況ですが、消費者向けの取組として、食品表示まなびぷらす、啓発イベント、動画、ホームページコンテンツについてご紹介させていただきます。また、事業者向けの取組として、事業者向け食品表示研修会についてご説明いたします。

まずは、当グループのメインの消費者向け啓発事業である食品表示まなびぷらすについてです。こちらは、令和4年度からの継続事業で、食品表示の学習と、販売店で実際の表示を見て確認していただく消費者教育プログラムです。消費者の方が自らの生活の中で、何気なく目にしている食品表示について、ルールを理解した上で確認し、商品を選べるようになってもらうことを目指しています。また、学習をきっかけに、食品表示全般に関心を持ってもらうことも目的としています。

流れとしましては、講義形式の学習会で食品表示の基本を学んでもらい、学習会終了後、普段のお買い物のときに生鮮食品の表示をチェックしていただきます。チェックの結果は感想などのアンケートと併せて、まなびぷらすレポートとして提出してもらいます。ただ学ぶだけでなく、実際の販売店で表示を見てもらうということも、プログラムに組み込んでいきます。

今年度は8月に事業を実施し、大阪市内の3会場と、茨木市内の会場で、計5回学習会を開催いたしました。学習会は、午前、午後と時間を分けて、平日と土曜日に開催し、平日に時間が取れる方も、平日は仕事で土日なら参加しやすいという方も参加していただけるように設定しています。

今年度の学習会では、主に生鮮食品の表示の基本ルールの紹介、加工食品の表示の基本ルールの紹介、賞味期限と消費期限の違いについての内容を解説いたしました。学習会では、クイズで復習をしながら楽しんで学べるようにしました。

前方スクリーンが学習会の様子です。今年度のまなびぷらすは募集定員が125名のところ、定員を超える134名の申し込みがあり、会場に余裕がありましたので、全ての申し込みを受け付けさせていただきました。実際の学習会の参加人数は122名、レポートまで提出していただいた方は95名いらっしゃいました。

昨年度は、レポート提出率が54%と若干低調でしたが、今年度はリマインドメールで提出を促し、提出率が78%まで上昇いたしました。今後もリマインドメールを締切直前にお送りするなど、提出率が上がるよう取り組んでいきたいと思っております。

なお、学習会の参加者とレポートの提出者には、それぞれ食品表示まなびぷらすオリジナルもずやんグッズを進呈しています。学習会では白いリングタイプのノート、また、後日普段のお買い物で表示をチェックし、レポートを提出していただいた方には景品として折り畳み傘やペットボトルを入れられるポーチも郵送でお送りさせていただきました。

まなびがらす参加者のアンケート内容について、少しご紹介させていただきます。受講者の年代は、特に 50 代から 70 代の参加者が多く、50 代以上の年齢層で、80%を占めています。これは、前年度と同様の傾向でして、やはり時間がつくりやすい年配の方に受講していただきやすい傾向があるようです。

まなびがらす学習会の受講後、食品表示を確認する機会が増えましたかという質問では、増えた、少し増えたとご回答いただいた方が9割以上でした。また、食品表示を普段何気なく見ていたが、「今日の学習を機に詳しく見てみたい」、「食品表示の見方が分かった」、「今後も食の安全に関心を持って学びを深めたい」などのご感想もいただいております。この食品表示まなびがらすの授業については、引き続き来年度も継続する予定です。

次に、イベントでの啓発ですが、今年度も昨年度に引き続き、食品ロス対策の一環として、主に賞味期限と消費期限の違いをテーマに府民啓発を行いました。前方スクリーンが10月の大阪府消費者フェアでの府民啓発の様子です。ご来場者に賞味期限と消費期限の違いについて知っているかどうかのシールアンケートを取らせていただき、具体的な違いについて掲示物を見てもらうようにしました。

消費者フェアでは、会場と併せてウェブでの開催も一定期間やっております、金融に関すること、リサイクルに関する事など、市民の消費生活に関するコンテンツをホームページに掲載しております。今年度、当グループでは、賞味期限と消費期限の違いについて学べるクイズ動画を作成し、掲載しました。このクイズ動画については、初級編、中級編、上級編と3つ作成し、現在は食の安全安心 YouTube チャンネルより視聴できます。せっかくですので、今日はここで上級編の動画を皆様にご覧いただければと思います。

(動画投影)

昨年度も期限に関する啓発動画を作成したのですが、少し長めでしたので、今回は極力短くしてみました。また、AI を利用し、音声も付けてみました。動画の改善点や発信について、アドバイスがあればいただければと思っております。

続いては、ホームページコンテンツです。当課ホームページの中に食品表示に関するページがあり、その中に子どもと保護者が一緒に食品表示を学べるコーナー「食品表示を学んでみよう」を掲載しています。未就学児から小学校の子どもが遊びながら食品表示を学べるよう、それぞれの年齢層に合わせたコンテンツをオリジナルで作成し、公開しています。右下の食品表示パッケージのサンプルは、工作すると食品パッケージの形になりまして、併せて表示を見てもらえたらという意図のもと、作成をしております。

食品表示パッケージサンプルについては、ホームページの掲載だけでなく、この写真のように少し分厚めの用紙に印刷をしまして、工作シートとしてお子様の参加するようなイベント等で配布させていただいております。

また、今年度学習コンテンツも2点作成いたしまして、今年度は日本地図を見ながら果物の産地を当てるクイズ形式の学習シートや、食物アレルギーをお持ちのお子様、表示のどこに食物アレルギーが書いてあるのかを探してもらうシートを追加しました。この学習シ

ートは今年度、大阪狭山市で開催された子どもアレルギー学会等のイベントでも配布させていただきました。以上が消費者向けの取組になります。

続いて、事業者向けの取組です。食品表示法ができて以来、コロナ禍を除き、大阪府主催府内政令指定都市中核市共催で事業者向けの食品表示研修会を毎年開催し、事業者への食品表示法の周知と適正表示の推進を図っています。食品表示基準では、大きく分けて、原材料名、原産地などの商品選択に関する情報である品質事項、それから、アレルギー物質、添加物、期限などの食品安全の確保に関する情報である衛生事項、それから、栄養成分表示などの栄養・健康に関する情報である保健事項があります。これらの表示ルールがそれぞれ定められています。

今年度はこの品質事項、衛生事項、保健事項の3つの表示の基本事項と、表示基準の改正など、最近のトピックスを講演させていただきました。午前、午後合わせて220名の受講申込があり、実際の参加者は184名でした。

前方スクリーンが研修会の様子です。一部内容を簡単にご紹介しますと、表示の品質事項には、名称、原材料名、原料原産地などがございしますが、一部調理冷凍食品、チルドハンバーグステーキ、チルドミートボール、チルド餃子類など42品目には、食品の品目ごとに決められた表示の細かい名称や原材料名の記載ルール、個別ルールというものがございます。

この個別ルールというのは、かつてまがいもの防止といった観点から旧JAS法の時代に決められたものなのですが、横断的な表示基準が策定されて、この個別ルールがすでに必要性がなくなっているものも出てきました。この必要がないと思われるルールが順次見直されておりまして、横断的ルールになるべく沿う形での基準の見直し、令和6年度から令和7年度にかけて出されています。

また、アレルギー表示については、3年ごとに行われる即時型食物アレルギーによる健康被害に関する全国実態調査で症例数及び症例数に占める割合が増えているカシューナッツが推奨表示から義務表示に移行され、ピスタチオが推奨表示に追加される予定です。改正は来年度、もしくは来年度当初の見込みで、そういった内容も事業者様に情報提供いたしました。

食品表示法、食品表示基準は、平成27年に制定されてから、今現在も適宜改正見直しが行われているような状況です。事業者様に食品表示制度の研修を行って、制度の周知をすることは、自主的な点検を促すことにもつながりますので、今後も引き続き研修会を継続する予定です。

最後に、食品表示学習会についてです。当グループでは、消費者、事業者を問わず、表示の学習会を開催したいというご要望がございましたら、職員を講師として派遣しております。今年度は、消費生活センター様、大阪いずみ市民生活協同組合様、JA様、各種食品業界団体様等に講師派遣の依頼をいただきました。来年度も継続して職員派遣の予定です。ご要望があれば、当グループまでご相談いただければと思います。

表示啓発の取組説明に関しては以上です。

○事務局（谷本） 次に、資料1の3枚目、食品等事業者向け食品衛生講習会の開催について取組内容をご説明します。昨年度、万博の開催に向け、事業者の方を対象にノロウイルスなどの食中毒について、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理により、どのように対策をすればよいか、セミナーを開催しました。そのセミナー動画を万博の期間中にホームページから視聴できるようにしたところ、再生回数1,946回の事業者の方に見ていただけました。

前方スクリーンは、包括連携協定を結んでいる株式会社ダスキン様と共催で実施しました食品衛生セミナーの様子です。大阪府からは、万博会場での自主衛生管理の取組支援の経験を踏まえて、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理や食中毒予防対策、飲食店におけるアレルギーの情報提供などについて説明しました。

右の写真をご覧ください。株式会社ダスキン様からは、正しい嘔吐物処理方法について説明いただきました。参加者が実際に嘔吐物処理を体験することで、処理の手順や注意点を確認していただきました。1月に2回実施し、計75名の事業者にご参加いただきました。

また、インターネット視聴型の実務講習についても、継続して取り組んでおります。営業許可施設、給食施設などの各施設には、食品衛生責任者の資格を取得した者の設置が義務付けられています。食品衛生責任者の資格をかなり前に取得された方もいますので、食品衛生に関する最新の知識、食品衛生関係法規などについて講習会を行っています。専用サイトから申し込んだ事業者の方に限定公開のYouTubeのURLをお伝えし、事業者の方の都合のよい時間帯に受講できるようにしております。12月末時点で97名の方に受講いただきました。

全体の目標指標は、令和7年度見込みで、約11,000名と、参加者数は昨年度より増加しており、令和9年度目標に達成しておりますので、来年度におきましても着実に実施してまいります。また、来年度に予定しています認証取得費補助事業について周知し、中小規模の事業者の衛生管理の取組を促進してまいります。

最後に、その他の取組内容をご説明します。その他の取組内容としまして、多言語に対応した啓発資料の作成についてご説明します。前方スクリーンは、食品衛生講習会テキスト「食中毒を防ぐには」、本編を英語に翻訳したものにです。講習会などで使用していただきました食中毒予防に関する基本的な内容が記載されている資料を今年度、新たに9言語翻訳しました。多言語対応をする場合、基本的に10言語対応しており、右の9言語に加え、残りのタイ語につきましても、来年度対応予定です。

また、こちらは食品衛生講習会テキストの別冊になります。韓国語に翻訳したものがスクリーン左側に写真で出ております。先ほどの資料が、基本的な内容が書かれているものに対し、こちらは食中毒の要因物質別に、原因食品やその特徴が記載されています。今年度、新たに5言語翻訳いたしました。残り5言語につきましても、今後対応していきたいと考えております。

説明は以上です。

○平川部会長 それでは、ただいま事務局からたくさん説明がございましたが、この説明に

ついて、何か委員の皆様からご質問、ご意見はありますでしょうか。お願いします。

○井上委員 情報発信の取組について具体的な説明であったので、大変分かりやすく、すぐく工夫されていることがよく分かりました。ありがとうございます。食品表示まなびクイズは、非常に端的で分かりやすく、よいと思います。

それから、小学生向けの食品表示パッケージサンプルもとてもよい教材だと思います。小学校低学年の方々であれば、少し理解度もあると思うので、食品表示の中でも、特にアレルギー表示がどれかわかるようにし、自らで見つけることができるようになればと思いました。

以上、今ご説明いただいた内容に対する意見です。次に、事前にいただいた資料を基に、幾つか質問とコメントをさせていただきます。

1つはオンラインツールを活用した情報発信のホームページによる情報発信ですが、昨年9月の会議でカウント方法が変わったという説明がありました。目標は120万ページビューだと思いますが、去年の説明ですと、カウント数の変更により、40万ページビューを暫定的に目標にするという説明だったと思います。その背景を知らない方が、数字だけを見ると120万ページビューと比較するとかなり低いと勘違いされる方も多いと思うので、どこかに注意書きとして、令和9年度まで40万ページビューが目標であることを明記した方が誤解は少ないのではと思います。

それから、「食育の推進による食に関する理解の促進」についてですが、令和6年から令和17年までの12年間において、「第4次大阪府食育推進計画」が策定されています。

一方、「第4期大阪府食の安全安心推進計画」は、令和5年度から令和10年度までの5カ年計画として策定されています。取組事業である「食育の推進による食に関する理解の促進」は、大阪府食の安全安心推進計画では、大阪府食育推進計画に基づき実施する旨記載されていますので、両計画が連携して、一緒に取り組んでるイメージだと思っています。

大阪府食育推進計画では、個別の具体的な数値目標が設定されていますが、一方で、大阪府食の安全安心推進計画では、数値目標がなく、具体的な進捗が分かりづらいです。大阪府食育推進計画に基づいて実施するのであれば、その進捗については本計画を参照する旨を明記するや、概略だけを報告する等された方がよいと思います。

どちらにアクセスしても、取組状況がわかるようにしている方が適切ではないかと思います。

また、「学校関係者に対する食物アレルギーの研修の実施」についてですが、この取組事業においても数値目標がないので、進捗がわかりづらく、事務局に取組状況を問合せたところ、事故防止の徹底を図るために、事故報告書やヒヤリハット報告書の提出を求める等の取組をされているとのことでした。せっかくそのような取組を実施しているのであれば、数値目標がなくてもポイントだけでよいので、発表していただくとはよいのではないかと思います。

食物アレルギーへの取組についてですが、重篤なアレルギーを持つ方は、ご家族やご本人

が緊急時の治療薬であるエピペン注射薬を持っていると思います。ある自治体では、学校で保護者や教員を対象に、練習用のエピペンを用いて実施訓練をしているようです。学校関係者やご家族の方に対する食物アレルギーの研修は、ぜひ数値目標とは別に取組状況の公表をし、さらなる取組を工夫しながらやっていただければと思います。

カシューナッツが推奨表示から義務表示に移行され、ピスタチオが推奨表示に追加される件ですが、事業者向けだけでなく、学校関係者向けにも情報提供していただければと思います。

それから、リスクコミュニケーションの取組内容の食の安全教室ですが、府のホームページを見ると、特定の支援学校2校に対し、継続して実施されているようです。大阪府には支援学校が40以上ありますので、特定の2校だけではなく、幅広く声掛けをして実施した方がよいのではと思います。時間がなければ、動画を配信する等工夫をして幅広く情報発信してはどうかと思います。

最後は、本会議に関係があるかどうか分かりませんが、最近、若い方が健康食品やサプリメントを誤った使い方をして、健康上の問題を引き起こすという話をよく聞きます。健康食品やサプリメントの使用方法等について、特に学生や若い方へ情報発信をするという取組もお願いしたいと思います。国や他の自治体と連携して、実施していただければと思います。

以上です。

○平川部会長 はい、ありがとうございました。事務局からお答えいただければと思います。

○事務局(長谷川) 事務局から回答します。まず、ホームページのページビュー数ですが、去年の部会で40万ページビューを目標値にするというお話をさせていただきましたが、令和7年度見込みは30万ページビューです。令和6年度においては、6月からカウントの方法が変わり、6月から年度末までが29万ページビュー、4月と5月は変更前のカウントの方法で、13万ページビューで、合計して42万ページビューと報告しました。4月と5月のページビュー数を変更後のカウント数に換算すると、13万を3分の1ぐらいにした数が想定され、これを合計すると、令和6年度も今年度と同程度の33万ページビューぐらいです。40万ページビューという目標値が適正かという懸念が生じており、令和8年度の実績も見た上で数字を評価した方がよいのではと考えております。

「食育の推進による食に関する理解の促進」についてですが、ご指摘のとおりかと思いますが、食育推進計画の進捗の数値を食の安全安心推進計画にも引用し、部会で進捗を報告できればと思います。担当課と調整しながら来年度以降対応できければと思います。

食物アレルギーの研修の実施についてですが、こちらの取組についても進捗の公表について、担当課と調整して、対応できればと思います。

リスクコミュニケーションの実施ですが、ご指摘のとおり、支援学校がたくさんある中で、いつも特定の学校で実施しています。幅広くお声掛けをしながら実施できればと思います。支援学校の学生さんは、食品の工場に就職される方もおられます。学校で手洗いの基本をし

っかり勉強してから卒業されて、就職先から、学校でよく学ばれたこの学生さんが来てくれてよかったというようにお話をされたら学校の先生から報告をいただいたこともありました。これからも継続して実施できればと思っています。

動画で授業をするというのはなかなか難しい面もあります。一人一人に個別に対応しながら授業をするということが多いため、動画だけを配信するのはあまり適切ではない場合があります。学校の先生方に相談し、適切な方法で対応できればと思います。

健康食品やサプリメントに関する情報発信ですが、2月27日に開催された日本学術会議で「我が国の機能性食品制度に関わる課題とその対応」について提言がなされました。提言は4つの項目から成り、その中の1つに「国民の正確な情報獲得プロセスの支援」があり、機能性成分に関する科学的知見、過剰摂取によるリスク、制度等について、大人だけではなく、小学生から高校生までの学校教育や大学教育においても、教育することが重要と示されました。

大阪府においては、製造工場への監視や買上検査で医薬品成分が含まれていた場合等は、速やかに報道提供をして、メールマガジンにより情報発信をしています。井上委員のご指摘のとおり、小中学校等の学生向けの情報発信はなく、大人を対象としていました。今後は小学生から高校生、特に思春期の世代が関心を持ちやすいダイエットサプリ等について、正しい使用方法やリスクなどを発信する必要があります。また、正しい食事の摂り方等、食育に関連する分野ですので、関係する担当課と連携し、情報発信を充実できればと思います。

○井上委員 ありがとうございます。限られた人員で対応されるので、色々意見を言うのは大変心苦しいですが、非常に丁寧な回答をありがとうございました。以上です。

○平川部会長 ありがとうございました。それでは他の委員からも何かございますでしょうか。植村委員いかがでしょうか。

○植村委員 ありがとうございます。色々ご説明いただきまして、非常に勉強になりました。

LINE についてですが、金曜日の夕方に開封率が多いとご説明がありました。私たち事業者目線の意見ですが、金曜日の夕方開封率が多いのは、もしかしたらイベントに関する配信ではないでしょうか。イベントやセールの情報など金曜日に配信する企業は多いです。私たち事業者は、土曜日や日曜日に購買率が上がりますので、金曜日に配信するのは必須課題のようなものです。そのタイミングで大阪府さんの配信が紛れてしまうことにならないか懸念しています。イベント情報については金曜日、知識の発信のような情報等については別の曜日を検討された方がよいのではと思いました。

インターネット視聴型の実務講習は素晴らしい取組だと思いました。私たち事業者団体も、このような取組を大企業様のみならず中小企業様にも対応できれば非常に良いと感じております。私たち事業者が今大きな課題となっているのが、努力義務とされる研修の実施です。例えばカスタマーハラスメント等のコンプライアンス関連の研修は非常に多くあります。研修ごとに人を集めて研修会を開催するのは、非常に費用を要し、どこの企業においても負担になっています。その対策として e ラーニング等を導入して、閲覧回数でどれぐら

いの方が受講したかを数値で評価しています。事業者と行政が連携して、視聴 URL を共有し、企業 LINE に掲載する等の取組を行えば、食品衛生に関する学びの機会がより増え、より充実を図れるのではと思っております。どうもありがとうございます。

○平川部会長 大変有益なご意見をありがとうございます。事務局から何かありますか。

○事務局（長谷川） LINE の配信については、色々解析をした上で、曜日を検討したいと思えます。

また、研修についても、人を集めて開催するのは厳しいというのは、おっしゃるとおりだと思います。YouTube を活用し、e ラーニングのような動画教材を作成し配信するという取組も検討したいと思えます。ありがとうございます。

○平川部会長 ありがとうございます。では次、津塩委員いかがでしょうか。

○津塩委員 説明ありがとうございます。色々な方法により情報発信に取り組んでいただいておりますし、昨年度の部会における意見についても早速取り入れていただいているようで、感謝したいと思えます。

参加者を集めて様々な学習会等を開催されていると思えますが、おそらく終了後にアンケートを取られていると思えます。講師、時間の長さ、内容等について色々な意見があると思うのですが、どのような意見があるのか、また、その対応について教えていただければと思えます。

○平川部会長 ありがとうございます。では事務局からお願いいたします。

○事務局（長谷川） 各イベントで毎回アンケートは取らせていただいております。ほぼ好評ではあるのですが、時々ご要望やご意見をいただくことはあります。それについては次回の開催時に、フィードバックをして、対応できるところは改善するというのを継続しています。イベントの内容が大きく変わるようなご指摘はないです。また、アンケートを作成する際は、どのような質問を設定すれば、次回の開催の参考になるか等を考えながら作成しています。

○事務局（松木） 表示の研修会でもアンケートを取らせていただくことが多いですが、事業者向けの研修会は受けていただく方のレベルが本当に様々です。大企業の品質管理で表示を専門にされている方もいれば、町の和菓子屋さんやケーキ屋さんのような個人で営業されている方も受けられますので、研修内容のレベルを設定するのは難しいですが、基本を押さえることが一番大事ですので、基本的なことは研修会の中でお話しさせていただくようにはしています。ただ、そうしますと大企業の方からちょっともの足りないというご意見をいただくこともありますので、新しいトピックスやテーマを盛り込むようにしております。そうすると、あまり否定的な意見がなく、参考になりましたというご意見をいただくことが多いです。

一方で、消費者向けの食品表示まなびがらすですが、こちら表示を学びたいという方が受けていますので、否定的な意見というのは少ないです。食品表示まなびがらすの一つの特徴として、景品をお配りしています。景品をもらってよかったという方と、要らなかったと

いう方と、様々な意見があります。ただ、景品をお渡しすることが一番の目的ではないので、内容を皆様のご希望に沿えるようにしたいと思っております。添加物、健康食品、遺伝子組換え食品等の安全に関することに関心が高いようです。一度に盛り込むのはなかなかボリュームが大きいですし、難しいので、毎年少しずつ内容を変えながらテーマをご紹介させていただいているというような状況です。ですので、そこまで否定的なご意見というのはないのかなというような印象を受けております。

○津塩委員 食品表示関係の法律ですが、改正があった場合、事業者は当然業務に関する事なので把握していると思うのですが、一般消費者の場合、学習会を開催し、その後に法改正があった場合、法律が変わる前に受けた人に対して、フォローはしているのでしょうか。

○事務局（松木） 当然情報があれば、させていただくようにはしています。

○津塩委員 SNS か何かで発信するとか。

○事務局（松木） 法律が変わる前に、SNS で情報発信することは少ないですが、研修会等で変わる予定という情報はお話させていただいています。

○平川部会長 丸山委員お願いします。

○丸山委員 ご説明ありがとうございました。

昨年度の動画は無音のものがありましたが、今年度の動画はすごく分かりやすかったです。AI の音声もよいのではと思いました。

もう1つ感想ですが、紙媒体を活用した情報発信で、大阪公立大学の学生と共同作成したポスターが面白いなと思いました。啓発文書の頭文字が「カンピロ」になっていて、地域性があったとても面白かったです。

それから、食品表示制度の普及推進についてですが、食品表示まなびぷらすのレポートの提出ですが、景品を色々工夫されているということですが、提出率はどれくらいですか。また、受講についてたくさんの応募があったようですが、どのように受講者を募集したのでしょうか。

○平川部会長 では事務局からお願いいたします。

○事務局（松木） ありがとうございます。学習会を受けて、その後、日常生活でスーパーなどに行っていたときに表示を見てもらいます。レポートを返していただくかどうかは自由ですので、今年は78%でした。122名が受講されて、レポートの提出は95名でした。レポートを提出すれば、もう1つ景品がもらえますよというような特典は付けているんですが、景品は要らないという方や、レポートは面倒くさいという方がいらっしゃいますので、今年は78%という結果でした。リマインドメールを送るなどの対応はしましたが、もう少し何か工夫できることがあればとは思っております。

それから、学習会の受講者の集め方ですが、色々なSNSで発信したり、官民連携でJ:COMの番組で広報をしていただいたり、「ぱど」や「まみたん」に載せていただいたり、大阪いずみ市民生活協同組合様に載せていただく等しました。市町村の広報誌にも掲載していただきました。紙の広報誌は、高齢の方に好評でよく見られているという印象を受けておりま

す。また、立命館大学様でリーフレットを配布していただいたり、生命保険会社様に協力をいただいて、リーフレットを配布していただいたりもしました。さらに、食品表示に関心がある方として、大阪府内の調理師養成学校や製菓の学校等にもご案内させていただいて、学生さんにご案内をしました。以上です。ありがとうございます。

○平川部会長 ありがとうございます。では、中村委員、よろしくお願いします。

○中村委員 昨年度の部会における意見ですが、かなり対応していただいていることがわかりました。

Instagramなどの他の SNS の活用についてですが、取組状況を教えてください。また、メールマガジンの登録者数が伸び悩んでいる状況で、引き続きイベントなどで勧誘するということですが、メールマガジンは今の時代に即していないと思われませんが、引き続き登録者数を増やすことを目指すのか教えていただきたいです。

先ほどのご意見にもあったように高校生や大学生を対象に情報発信していくことは、とても良いことだと思います。食品表示まなびがらすも、インターネット視聴型の実務講習のように、インターネットを活用しながら実施すれば、高校生や大学生も取り組みやすくなり、もっと幅広く実施できるのではと思います。以上でございます。

○平川部会長 ありがとうございます。事務局から回答をお願いします。

○事務局（谷本） Instagramにつきましては、大阪府の公式 Instagram が9月に開設されました。エントリーできるように検討していきたいと思っておりますが、全庁で、フィード投稿が週1本、リールが月1本という配信スケジュールです。また、10代から30代に刺さるような情報を厳選するという条件もありますので、その趣旨に合った配信ができるかどうかというところで検討しています。

併せてメールマガジンに関しましては、登録者数に関しては伸び悩んでいます。引き続き増やしていきたいと思っております。他のツールと比較して、登録者が入手したい情報を選べるということが利点だと思っております。工場へ立ち入りでお邪魔した時に、自主回収情報は、朝礼等で社員に共有し、失敗の未然防止を図るため活用しているといった話を聞いたこともあります。引き続き増やしていくよう努力をしていきます。また、LINE の登録者数についても増やしていき、メールマガジンとLINE を合せて、情報発信できる対象者数を増やしていくよう努力してまいります。

○事務局（長谷川） 補足ですが、去年から始めた食の安全推進課のLINE からメールマガジンのバックナンバーが見ることができるようになっています。ですので、メールマガジンの登録者以外の方が、メールマガジンの配信記事を見ている可能性はあります。LINE を開始してからは、登録者数＝読者数ではないことが考えられます。

○平川部会長 ありがとうございます。メールマガジンですが、今はメールを使う方が少ないので、一般消費者では増えていかないかと思いますが、一方で今ご説明がありましたように、事業者には有益な情報源として活用されているということですので、事業者に浸透されていけばよいのかと思いました。

また、バックナンバーですが、LINE でバックナンバーの紹介をして、誘導するような発信をしてはどうかと思いました。バックナンバーには、即時性の情報だけではなく、知識として知っておくと良い情報などもたくさんあると思います。そして、バックナンバーのページの閲覧数がカウントできるのであれば、進捗状況として活用されてはどうかと思いました。

委員の皆様からいただいたご意見、事務局からの回答を含めて、特に今後重要だと思いましたのは、講習会などを e ラーニング形式にすることです。今実施されている講習会に限らず、幅広く周知したい情報などについては、e ラーニングの形式を取るというのは、非常に有益なことかと思いました。

私も大学でたくさん e ラーニング講習があります。手軽に知識を身に付けることができますし、e ラーニング形式で実施することは、有益かと思いました。

また、健康食品や機能性食品などに関する取組については、今後大きな重要な課題になってくるかなと思いましたので、来年度、どのような取組をされるのかなどについて報告をいただければと思います。

では、議事（１）について、ご意見あるいはご質問は以上でよろしいでしょうか。

○平川部会長 議事（２）「その他」について事務局から何かございますか。

○事務局（長谷川） 特にございませぬ。

○平川部会長 議事（１）以外で、委員の皆様から部会に関してのご質問、ご意見、ご提案などはありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは以上をもちまして、本日の審議は終了したいと思います。委員の皆様には円滑な進行にご協力いただき、また、たくさんのご意見、ご提案をいただきまして、誠にありがとうございました。それでは事務局にお返しいたします。

○事務局（長谷川） ありがとうございました。では閉会に当たりまして、生活衛生室食の安全推進課長の塩野より、ごあいさつを申し上げます。

○事務局（塩野） 食の安全推進課長の塩野でございます。平川部会長、どうもありがとうございました。本日いただきました委員の皆様からのご意見を参考に、引き続き大阪府の食の安全安心に関する情報発信の推進に努めてまいりたいと思います。

平川部会長をはじめ、委員の皆様にはご多忙にかかわらず、本部会にご出席賜り、活発なご議論をいただきましたことを事務局一同心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

○事務局（長谷川） それでは、以上をもちまして、令和 7 年度情報発信評価検証部会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

（終了）